

法人の基本情報

法人の名称	公益社団法人宮崎県医師会		
設立登記日	平成24年4月1日		
法人の目的	本会は、医道の昂揚、医学・医術の発達普及及び公衆衛生の向上を図り、社会福祉の増進に寄与することを目的とする。		
主たる事務所の所在場所	都道府県	市区町村番地等	
	宮崎県	宮崎市和知川原1丁目101番地	

運営組織に関する重要な事項【公益社団法人用】(認定規則第46条第1項第2号)

(1) 社員の数その他の状況

社員の数	39人
(代議員制を採用している場合) 社員(代議員)を選出する会員の数(注1)	1910人
社員の資格の得喪に関する定款の条項(注2)	第15条、第16条、第17条、第18条、第19条
<p>法人の目的、事業内容に照らして当該条項が合理的な関連性及び必要性があることについて</p> <p>本会の社員は、概ね会員50名の中から1名の割合をもって選出される代議員をもって社員とする。代議員の選出は、郡市医師会の総会において選挙を行う。代議員は、辞任届を提出することにより、任意にいつでも代議員を辞任することができる。また、代議員会は、正当な事由があると認められる場合には、総代議員の3分の2以上の多数による決議により、代議員の資格を喪失させることができる。その他、代議員は、会員資格の喪失・すべての代議員の同意によって代議員の資格を失う。</p>	
社員の議決権に関する定款の条項	第29条
<p>社員の議決権に関して当該条項により社員ごとに異なる取扱いをしている場合、法人の目的に照らして不当に差別的な取扱いをしていないものであることについて</p>	

注1 定款において、資格を有する者(会員)の中から社員(代議員)を選出する規定を設けている法人については、当該会員の数を記載してください。

注2 定款のほかに、社員の資格の得喪に関する細則を定めている場合には、添付してください。

(2) 理事及び監事のその他の状況

	理事又は監事の数		報酬等の総額(年間総額)	
		(うち常勤)		うち、退職手当の額
理事	23人	0人	16,640,000円	2,380,000円
監事	3人	0人	360,000円	0円

(3) 公益法人から受ける財産上の利益が2000万円を超える理事又は監事について

財産上の利益の額	当該額を必要とする理由

(4) 会計監査人について

会計監査人設置の有無	会計監査人の氏名又は名称
無	

(5) 職員について

職員の数	21人	うち常勤	21人
------	-----	------	-----

(6) 社員総会等の開催状況について

	開催年月日	主な決議事項等
社員総会	令和6年5月21日	次期理事定数について
社員総会	令和6年6月15日	令和5年度宮崎県医師会収支決算に関する件 令和7年度宮崎県医師会会費賦課徴収に関する件
社員総会	令和6年6月15日	顧問・名誉会員の委嘱に関する件
理事会	令和6年5月21日	第179回臨時代議員会に関する件
理事会	令和6年6月4日	令和5年度宮崎県医師会事業報告に関する件 令和5年度宮崎県医師会収支決算に関する件 令和7年度宮崎県医師会会費賦課徴収に関する件
理事会	令和6年6月15日	会長等の選定等に関する件 顧問・名誉会員の委嘱に関する件 宮崎県医師会役員旅費規程の改正に関する件
理事会	令和7年3月11日	令和6年度宮崎県医師会会費減免に関する件 令和7年度宮崎県医師会事業計画に関する件 令和7年度宮崎県医師会収支予算に関する件 令和7年度宮崎県医師会資金運用計画に関する件 役員賠償責任保険の契約に関する件 第182回宮崎県医師会定例代議員会の開催に関する件 宮崎県医師会臨床研究倫理審査事業に関する件

(7) 情報開示の適正性及び経理的基礎を担保する状況について

ア: 法人の体制に応じて、次の(1)から(3)までのいずれかを選択して記載してください。

※会計監査人による外部監査を受けている法人は記載不要です。

(1) 公認会計士又は税理士である者が監事を務めている場合	当該監事の氏名	
	公認会計士・税理士の別	
(2) (1)以外の場合であって、費用及び損失の額又は収益の額が1億円未満の場合	営利又は非営利法人の経理事務に従事等した経験を有する監事の氏名	
	当該監事の経理事務経験について右欄に記載してください。	
(3) (1)又は(2)以外の場合	公認会計士、税理士又はその他の経理事務の精通者による関与について説明してください。	竹之内公認会計士事務所が関与し、年2回の監査資料作成に携わっている。

イ: 会員等について(注3)

会員等区分の名称	会員の数
A会員	759 人
B会員	1062 人
C会員	89 人

注3 定款において会員等を置く旨が定められている場合、定款のほかに会員等の位置づけ及び会費に関する細則を定めているときは、これらの細則を添付するとともに、本欄に会員等の区分ごとの数を記載してください。

(8) 事業・組織の体系

複数の事業又は組織がある場合は、事業・組織の体系を添付してください。